○農林水産省告示第千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県津山市加茂町物見字赤金八五六の一から八五六の五まで、八五八、八五九、加茂町知和字舟山一九七の二、一九七の四、二九七の五、一九七の七、一九七の一三、一九七の一五、一九七の一六、二一〇の三、加茂町青柳字カバケ谷一二三一の第二、一二三一の三、一二三一の四、一二三一の六、加茂町倉見字源六谷一〇〇二の二二、一〇二三の一、加茂町宇野字大陰一二八〇の二、一二八〇の三三、一二八〇の二四、字三本杉一二七六の一、一二七六の二、字奥田山タタラカ谷一二七七の二、一二七七の四から一二七七の七まで、一二七七の一一、一二七七の一二、一二七七の一四、一二七七の一五、字掛宝寺一二七八の一から一二七八の五まで、一二七八の八、字高クジラ六〇八の一から六〇八の五まで、六〇八の八、六〇八の九、六〇八の一一、加茂町原口字割岩一〇九三の一、一〇八の一、字舟谷一一七七、一一八一、字検見谷一一八五、新見市菅生字奥山東二三一八、二三一九、二三二〇の一、二三二〇の二、二三二一の一、二三二一の二、馬塚字スウメケ谷二七六の二、字春日谷七一一の二、七二〇の二、字タノ木ケ平七二一の二、字六郎谷九一一の二、九一二の二、字石井谷九一五の二、字松ケ谷九八一の二、九八二の二から九八二の四まで、金谷字下ケ迫一〇八六の二、字柿木迫一〇九三の二、字吉祥頭一〇九七の二、字本谷山一一五〇の二、法曽字大樅輿六三七の一から六三七の五まで、字寺ノ後六七二の一、六七二の二、六八一の二、六八一の三、字堂屋敷六七三の一から六七三の五まで、字柏ハ法曽分レノ角六七五、上熊谷字西谷一六三一の二、一六三一の六四から一六三一の九五まで、字カタラ六五一の二から六五一の八まで、字東谷八七七の二、西方字油野観音一六〇二の三、字ホウノ木迫一九七〇の九から一九七〇の一六まで、一九七一の二、字ナカサコ一九七二の二、字杉ケ峠一九七三の二、一九七四の二、四一五一の二、字添谷一九八五の二、一九八六の二、一九八七の二、一九八八の二、一九八九の二、一九九〇の二、字水無シ三八七三の二、字小南四一二九の二、字春日谷四一三〇の二、字杉ケ谷四一五〇の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市蒜山下和字植杉二二七八の二、二二七八の二七から二二七八の三〇まで、二二七八の三五、二二七八の三九、二二七八の四〇、田原山上字峠野呂二三二四の二から二三二四の三五まで、字鰻田二三二八の一、二三二八の五から二三二八の一三まで、字小屺垰二七〇七の二、二七〇七の三、字梅ノ木原尻二七〇九の二、二七〇九の四、二七〇九の五、二七〇九の三八から二七〇九の四〇まで、樫西字大畑一〇五五の四、一〇五五の三〇、字芦谷一六一六の一、一六一六の二、一六一六の五、一六一六の九から一六一六の一三まで、一六一六の二一、一六一六の四〇から一六一六の四二まで、一六一六の四四、一六一六の四五、一六一六の四七から一六一六の四九まで、一六一六の五三、一六二〇の一から一六二〇の三まで、一六二三の一、一六二三の二、一六二六の一、一六二六の二

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町西川字桂六八三から六八五まで、西川上字小畑二二四、字谷上ミ二二五の一から二二五の三まで、二二六、二三二、二三三の一、二三三の三から二三三の五まで、二三七、字谷上ノ上二二八、字谷上ノ一　二二九、二三〇の一、字谷上ミ一　二三六、字谷上ミノ一　二三八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに真庭市役所及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市仁保上郷字大谷川一、一の一から一の一二まで、三の一、四の一、五の一、字実無一八の一、一八の二、一九、二二、二三の一、二三の二、二四から二六まで、字寺河内五八、五九の一、五九の二、六八、字小河内本浴二九六の一、二九六の二、二九六の三、二九六の四六から二九六の五一まで、二九七の一、二九八の一、二九八の二から二九八の七まで、三〇〇、三〇一の一、三〇一の三から三〇一の五まで、三〇五、三〇九、三一〇、字小河内下浴三〇二の一から三〇二の七まで、三一二の一、三一二の三、三一二の四、三一三の一から三一三の三まで、三一四の一、三一八の一、三二一の二、三二二の二、三二三の二、三三三から三三七まで、三三八の一、三三八の二、三四〇の一、三四〇の二、四五二の一、四五二の二、字塩川三八九の一、三八九の二、三八九の六、三八九の七、三八九の九、三八九の二三、三八九の三六から三八九の四二まで、字塩川西三八九の八、三八九の一〇から三八九の二二まで、三八九の二四から三八九の三三まで、三八九の三五、三八九の四三から三八九の四六まで、三八九の五六、三八九の五七、字犬鳴五五三の六、五五三の一二から五五三の三三まで、五五四の一、五五四の二、五五四の三、五五五、五五七、字西平谷五六四、五六四の三、五六六、五六七の二、五六八の一から五六八の三まで、五七〇、五七一、五七二の一から五七二の三まで、五七三、五七四の一、五七四の二、五七五の一から五七五の三まで、五七六の一、五七六の二、五七六の四、五七七の一、五七八の一、五七八の二、五七九の一から五七九の三まで、五八〇の一から五八〇の三まで、五八八の三、五八八の五から五八八の七まで、五八八の九から五八八の一二まで、五八八の一五、五八八の一六、字東平谷五八一の一、五八一の四、五八二、五八三の二、五八八の一、五八八の二、五八八の四、五八八の八、五八八の一三、五八八の一四、五八八の一七、五八八の一八、字局村六〇〇、六〇一、字石瀬戸六三四の一、六三四の二、六三七から六四一まで、字堂ケ迫六五二の一、六五三、六五四、六五五、六五八から六六〇まで、六六一の一、六六一の二、六六五、六六六の一、七二五の二、字井手ケ迫平六九六、六九七、六九八の一から六九八の四まで、七〇〇から七〇二まで、七二五の一、一七六八の一から一七六八の五まで、一七六八の七から一七六八の九まで、字築地七〇九、七一一の一、七一五の一、七一六の一、七一七、字横薮七一九の一、七二〇の一、七二〇の三、七二三の一、七二三の三、字岩倉七二四の一、七二四の三、七二五の一、七二五の二、七二五の二六、七二五の三〇、七二五の三二から七二五の三四まで、七二五の三六、字木和田七二五の六、